

2012年2月21日

報道関係各位

三菱地所株式会社

**東京都「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」
新丸の内ビルが
「トップレベル事業所」に認定**

この度、東京都より、東京都環境確保条例に基づく「トップレベル事業所」・「準トップレベル事業所」が公表（2011年度申請分）され、三菱地所が所有する新丸の内ビルが「トップレベル事業所」に認定されました。

本認定は、東京都環境確保条例に基づく「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」において、地球温暖化対策が特に優れている事業所に対するもので、削減義務率の緩和※を受けすることができます。（2008年度以降竣工のビルは今回の認定対象外となります）

※トップレベル事業所：削減義務率を2分の1に軽減

当社所有ビルにおいては、2010年度に7棟が「トップレベル事業所」・「準トップレベル事業所」に認定されましたが、この度の新丸の内ビルの「トップレベル事業所」認定は、それに続くものです。

オフィスにおける継続的な環境対応にはテナントの協力が不可欠です。当社では、テナントをメンバーに加えた「地球温暖化対策協議会」をビル毎に立ち上げ、継続的に温室効果ガス削減対策を行うための推進体制等を整備しています。また、照明・空調設備をはじめとする各種設備にて、環境負荷に配慮した高効率機器を導入するとともに、設備の運用面においてもきめ細やかな排出量削減対策を実施しています。このような「体制」・「設備性能」・「設備運用」面での多岐にわたる取組みが、認定につながったものと考えています。

当社は、環境への積極的な取組みが、ビル事業における競争力を確保するための重要な要素であると考えており、引き続き環境負荷低減に向けた取り組みを進めます。

◇ 新丸の内ビル



所在地	千代田区丸の内一丁目5番1号
延床面積	195,401 m ²
規模	地下4階 地上38階 塔屋1階
竣工	2007年4月

以上

<本件に関する問い合わせ先>
三菱地所株式会社 広報部
TEL：03-3287-5200